

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年2月4日（火） 8：16～8：34

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
江 藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2 件
○国会提出案件 2 4 件
○法律案 3 件
○政令 5 件
○人事 1 件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。まず、「令和7年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方交付税法に基づき、国会に提出するものであり、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、租税特別措置透明化法に基づき、令和5年度に適用を受けた法人税関係特別措置の適用実態調査結果に関する報告書を国会に提出するものであります。

次に、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方税法に基づき、国会に提出するものであります。

次に、「令和2年度から令和4年度までの各年度の決算に関する衆議院の議決について講じた措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、決算を議決した際に指摘された事項について、政府が講じた措置を、衆議院に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書18件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案3件について、御決定をお願いいたします。まず、「所得税法等の一部改正法案」は、物価上昇局面における税負担の調整等の観点から、所得税の基礎控除の控除額、給与所得控除の最低保障額の引上げ等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、「地方税法及び地方税法等の一部改正法の一部改正法案」は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の特定親族特別控除を創設するほか、税負担軽減措置の整理合理化等を行うものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法案」は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和7年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、普通交付税の算定内容の改正等を行うものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融商品取引法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年4月1日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、金融商品取引契約に係るクーリングオフの起算日を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等振替法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年4月1日とするものであります。

次に、「国民健康保険法施行令の一部改正令」は、国民健康保険の保険料負担の適

正化等を図るため、同保険料額の上限等を見直すものであります。

次に、「原子炉等規制法施行令の一部改正令」は、発電用原子炉に係る長期施設管理計画の認可を受けようとする者が納付すべき手数料の額を定める等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。山本正三外 179 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・ザンビア投資協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、投資の促進及び保護に関する法的枠組みを設けるものであります。

次に、「日米相互防衛援助協定に基づく資金の提供に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、在日米国相互防衛援助事務所の行政事務費等として、令和 6 年度に提供する金額を約 1 億 2,300 万円とすることについて取り極めるものであります。なお、以上 2 件につきまして、相手国政府との署名及び書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○村上国務大臣：令和 7 年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額の策定に当たりましては、地方創生、自治体 D X ・地域社会 D X の推進等に必要な経費の計上や、社会保障関係費、人件費の増加を適切に反映した計上等を行うとともに、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとしております。これらの結果、地方の一般財源総額について、交付団体ベースで 63 兆 7,714 億円を、地方交付税総額について、18 兆 9,574 億円を確保することとしております。その上で、臨時財政対策債については、制度創設以来初めて、発行額が生じないこととしました。また、東日本大震災分の復旧・復興事業について、震災復興特別交付税を 871 億円確保することとしております。よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、城内大臣。

○城内国務大臣：2 月 2 日、H3 ロケット 5 号機による準天頂衛星システム「みちびき 6 号機」の打上げが成功いたしました。H3 ロケットは、我が国の宇宙活動の自立性確保と国際競争力強化のために極めて重要な基幹ロケットです。今回、打上げが成功し、我が国のロケット技術の信頼性の高さを示すことができました。また、今回打ち上げた「みちびき 6 号機」は、国内外に正しい位置と時刻の情報を提供する測位衛星であり、今回の打上げ成功により、他国の測位衛星に頼らず、みちびきのみで測位が可能となる 7 機体制実現に向けた確実な一步を踏み出すことができました。今後とも、宇宙政策を担当する内閣府特命担当大臣として、関係省庁と連携し、我が国の宇宙開発利用を精力的に進めてまいり所存です。関係閣僚の皆様におかれては、特段の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、伊東良孝大臣。

○伊東国務大臣：来る 2 月 7 日は、「北方領土の日」です。当日は、北方領土問題の解

決を求める日本国民の決意を内外に表明するため、「北方領土返還要求全国大会」が開催されます。また、この日を中心として、全国各地で様々な行事が開催されます。北方領土問題の解決に向け、国民世論の一層の高揚を図りつつ、粘り強く、裾野の広い返還要求運動を推進してまいります。閣僚の皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、赤澤大臣。

○赤澤国務大臣：物価動向と物価高対策の取組状況について、御報告いたします。添付資料を御覧ください。1 ページ目。消費者物価の上昇率は、昨年12月時点で、3.6パーセントとなっていますが、先行きについては、上昇幅が徐々に縮小し、2025年度は、2パーセント程度の安定的な上昇が見込まれます。2 ページ目。足元の動向について、その内訳を見ると、米やキャベツなどの品目の価格上昇が進んでいます。3 ページ目。先物取引価格を見ると、コメは、昨年秋から年末にかけ、上昇傾向で推移しております。原油先物価格は、足元では低下しております。4 ページ目。消費支出に占める食料品やエネルギーの割合は、収入が低い世帯ほど高い傾向にあり、それらの価格上昇の影響を受けやすい状況にあります。食料品の買い控えや食材費の上昇による小売・飲食事業者への影響を懸念する声もあり、物価高は、引き続き、国民生活・事業活動にとっての重要課題となっています。こうした中にあるのは、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させることが重要です。昨年11月には、春季労使交渉に向け、政労使の意見交換を行いました。あわせて、経済対策に基づき、人への投資、価格転嫁等の取引適正化、DX等の省力化投資等を通じた生産性向上や経営基盤の強化に資する事業承継・M&Aの支援など、賃上げ環境の整備に向けた施策を速やかに実行します。くわえて、企業の稼ぐ力を高めるための国内投資の促進など、持続的賃上げに向けた施策も盛り込んだ令和7年度予算の早期成立を図ります。それらの取組によって賃上げの効果が発現するまでの当面の措置として、足元で物価高に苦しむ家計や事業者の方々に対し、当面のきめ細かい支援を行ってまいります。5 ページ目。具体的には、低所得者世帯に対する、1世帯当たり3万円、子ども1人当たり2万円を加算する給付金や、地域の実情に応じて、エネルギーや食料品価格の高騰に苦しむ方々、価格転嫁が困難な中小企業、学校給食費への支援等を行う重点支援地方交付金に加え、1月から3月の冬期の電気・ガス代支援など、エネルギー価格上昇への対応、交通、建設、食料品など、物価高の影響を受ける分野の事業者に対する支援などの取組を進めてまいります。現在、これらの施策の多くは本格的な実行段階に入りつつありますが、足元の物価動向にも鑑みれば、準備・執行を更に加速し、国民の皆様に、迅速かつ的確に支援をお届けしていく必要があります。内閣府では、引き続き、物価動向を注視しつつ、関係省庁と連携して、それらの進捗管理を進めてまいります。関係閣僚におかれては、各施策の周知広報を含めて、万全の対応をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、農林水産大臣。

○江藤国務大臣：私から現下の食品の価格動向及び対応策について御紹介いたします。

食品の価格動向としては、原材料やエネルギー等の価格上昇や円安の影響で全体が緩やかに上昇している中で、天候不順の影響により生鮮野菜の価格が大きく上昇しているほか、米類について、流通の目詰まり等を背景に2020年平均と比べて昨年12月段階で約1.7倍となっております。特に価格の上昇が著しい米類については、生産量は前年産より多いにもかかわらず、集荷の大宗を担う集荷業者に米が集まっていないこと等により、供給に滞りが生じている状況です。こうした状況を踏まえ、農林水産省といたしましては、消費者の皆様方に米を安定的に供給するため、一定期間後に買い戻すことを条件に政府備蓄米を集荷業者に売渡すことができる仕組みを導入することとしております。

○林国務大臣：次に、伊東良孝大臣。

○伊東国務大臣：添付資料の「重点支援地方交付金の実施状況」について御説明します。1ページの低所得世帯向けの給付金について、自治体における予算化の状況は、補正予算成立以降、臨時議会の開催などにより、左の図のとおり、12月中の約3割を含め、1月末までに約8割の自治体で予算化される予定です。給付開始時期は、右の図のとおり、12月中に給付を開始した10自治体を含め、1月末までに110自治体が給付開始予定です。また、3月末までに約7割の自治体が給付を開始する予定です。次に、2ページの推奨事業メニューについては、低所得世帯や子育て世帯への支援、医療・介護・保育施設に対する支援など、自治体が、地域の実情に応じて、必要な物価高対策を行うものです。現在の実施計画の提出状況については、下の表のとおり、都道府県については、47都道府県全て、市区町村については、約7割の1,227市区町村から、提出を受け付けました。今後、3月中の交付決定を予定しております。今後も、本交付金の活用により、自治体において、きめ細かな物価高対策が行われるよう、しっかりと後押しをしてまいります。

○林国務大臣：次に、国土交通大臣。

○中野国務大臣：物価高の影響を受ける建設業におきましては、資材費や労務費の上昇分について、適切に価格転嫁を進めることが重要であります。このうち、資材費の高騰分については、昨年12月13日、改正建設業法に基づき、価格転嫁する際の協議ルールを制定し、現在周知に努めておりますが、労務費につきましても、最新の賃金上昇等を踏まえ、今月中にも、3月から適用する新たな公共工事設計労務単価を設定できるよう、作業を加速してまいります。これらを通じまして、引き続き、物価等の上昇傾向を適切に反映した価格による取引を強く促してまいります。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：本日は、物価動向と物価高対策の取組について、関係大臣から御報告いただきました。我が国を成長型経済に移行させるためには、物価上昇を上回る賃上げを定着させることが必要ですが、米や生鮮野菜などの価格上昇が続いており、賃上げの効果が出るまでの間は、きめ細かく目配りをする必要があります。このため、関係大臣におかれては、低所得者世帯の方々に対する給付金や、地域の実情に応じて物価高に対する支援を行う重点支援地方交付金などを始め、経済対策に盛り込んだ物価高に対応する様々な施策について、1日も早く国民の皆様にお届

けし、それらの効果を実感していただけるよう、迅速かつ効果的な執行に努めてください。赤澤大臣におかれては、それらの進捗管理を継続し、迅速かつ効果的な執行を後押ししてください。また、価格の上昇が著しいコメについて、消費者の皆様が安定的に供給していく必要があります。江藤大臣におかれては、こうした状況を踏まえ、政府備蓄米の活用を進めてください。中野大臣におかれては、今月中に賃金上昇の情勢等を踏まえた公共工事設計労務単価の引上げを行ってください。引き続き、物価動向やその上昇が家計や企業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、これらの施策を最大限活かすことで、物価高から国民生活・事業活動を守り抜き、そして成長型経済への移行を着実に実現すべく、全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

○林国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 { 令和 7 年
2 月 4 日 } (火)

◎ 国会提出案件

資 料
あ り

- 令和 7 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類について（決定）（総務省）
- 〃 ○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書について（決定）（財務省）
- 〃 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書について（決定）（総務・財務省）
 - 1. 令和 2 年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置
- 〃 ○ {
 - 1. 令和 3 年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置
 - 1. 令和 4 年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置
 について（決定）

{
 財務省・内閣官房・内閣府本府・金融庁 ・
 総務・法務・外務・文部科学・厚生労働 ・
 農林水産・経済産業・国土交通・環境省
- 〃 ○ {
 - 1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
 - 1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出 L G B T 理解増進法等の急進的推進による社会的影響への懸念に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
 - 1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出ガバメントクラウドとデータ主権及び経済安全保障に関する質問に対する答弁書について（決定）（デジタル庁）
 - 1. 衆議院議員西川将人（立憲）提出事業所税に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）

1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出NHK番組「緑なき島」に起因する事実に基づかない歴史情報の国際的拡散に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出いわゆる年収103万円の壁の見直しによる地方財政への影響に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出埼玉県川口市長のクルド人に関する要望等に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 衆議院議員島田洋一（保守）提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出日本で起きたIR汚職事件の贈賄企業が米国で起訴された件に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員柳ヶ瀬裕文（維新）提出中国訪問中の岩屋毅外務大臣の発言に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員柳ヶ瀬裕文（維新）提出日中ハイレベル人的・文化交流対話における中国側の発表文の解釈に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出政府の「手取り」の定義に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 参議院議員柳ヶ瀬裕文（維新）提出税込弾性値の算出に用いる計算式等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員福田玄（国民）提出創薬力強化機構あるいは創薬支援基金に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員小熊慎司（立憲）提出日本の農業の振興と農村地域活性化に関する質問に対する答弁書について（決定）（農林水産省）
1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出外国資本による日本の鉱業権取得と国益に及ぼす影響に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員福田玄（国民）提出日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延にかかると一部報道に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）
1. 衆議院議員西川将人（立憲）提出高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」ほかの整備促進等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎法律案

資料あり
あり

- 所得税法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）
- 〃 ○地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
- 〃 ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（決定）（同上）

◎政 令

資料あり
あり

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）

- 資料あり
あ
- 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
(決定) (金融庁)
 - 〃 ○ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令
(決定) (厚生労働省)
 - 〃 ○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(原子力規制委員会・財務省)

◎ 人 事

- 資料あり
あ
- ☆ 筑波大学名誉教授山本正三外 179 名の叙位又は叙勲について (決定)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 7 年
2 月 4 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

○ 投 資 の 促 進 及 び 保 護 に 関 す る 日 本 国 と ザ ン ビ ア 共
和 国 と の 間 の 協 定 の 署 名 に つ い て (決 定)

(外 務 省)

〃 ○ 日 本 国 と ア メ リ カ 合 衆 国 と の 間 の 相 互 防 衛 援 助 協
定 第 7 条 及 び 附 属 書 G に 基 づ く 資 金 の 提 供 に 関 す
る 書 簡 の 交 換 に つ い て (決 定) (同 上)

〔 ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し 〕